

長運輸第941号  
平成23年10月3日

運送事業者各位

北陸信越運輸局長野運輸支局長

政府の新型インフルエンザ対策行動計画の改定及び国土交通省  
新型インフルエンザ対策行動計画の改定について

新型インフルエンザ対策は、国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、国土交通省の最重要課題の一つであり、これまでも新型インフルエンザ対策に取り組んでいただいているところです。

この度、病原性が高い新型インフルエンザの発生・流行に備え、医療、社会機能維持等を強化するとともに、平成21年に発生した事象の経験等を踏まえ、病原性の程度等に応じ、実施すべき対策を決定できるよう、政府の新型インフルエンザ対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）の改定が新型インフルエンザ対策閣僚会議で決定されました。

これを受け、国土交通省では今回の政府行動計画の改定内容を反映させるべく、国土交通省の新型インフルエンザ対策行動計画（以下「国土交通省行動計画」という。）の改定を行いました。

つきましては、上記政府行動計画及び国土交通省行動計画の改定の内容を了知いただくとともに、引き続き新型インフルエンザ対策に取り組んでいただきますようお願い致します。

なお、改定後の政府行動計画及び国土交通省行動計画の資料については、それぞれ内閣官房サイト（<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>）及び国土交通省サイト（[http://www.mlit.go.jp/kikikanri/seisakutokatsu\\_terro\\_tk\\_000010.html](http://www.mlit.go.jp/kikikanri/seisakutokatsu_terro_tk_000010.html)）から閲覧願います。

# 「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定のポイント

➤病原性が高い新型インフルエンザの発生・流行に備え、医療、社会機能維持等の対策を強化

➤平成21年4月に発生した新型インフルエンザ対策の経験等を踏まえ、病原性・感染力の程度等に応じ、実施すべき対策を決定(行動計画に記載する対策から選択)

※は、この改定案により追加等を行う事項。

## 【海外発生期】(海外で新型インフルが発生した状態)

○WHOによるフェーズ4宣言を受け、政府対策本部(総理が本部長)を設置

○国際的な連携の下で情報収集(海外での発生状況、ウイルスの特徴等)の体制を強化

○国内発生 of 早期発見のための国内サーベイランス・情報収集体制を強化 など

「フェーズ4」とは、コミュニティレベルでヒト-ヒト感染の継続的な発生が確認された状態



## 【国内発生早期】(いずれかの都道府県で患者発生、疫学リンクは追える)

○積極的な感染拡大防止策を実施

○海外での情報に加え国内での臨床情報を集約し医療機関に提供

○国内流行に備え、医療提供体制の確保、社会機能維持のための準備等を実施 など



## 【国内感染期】(いずれかの都道府県で患者の疫学リンクが追えなくなる(都道府県によっては未発生期、発生早期のところもあり得る))

○対策の主眼を被害軽減に切替え

○医療体制の負荷を軽減するため、入院患者や重症者数を抑え、医療提供体制の維持に全力を注ぐ

○欠勤者の増大が予測され、国民生活を維持するために必要なライフライン等の事業活動の継続を要請 など



## 【小康期】(患者発生が低水準にとどまり、大流行は一旦終息)

○医療提供体制及び社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える など

### ●検査の強化を実施。

・発生が疑われる場合、WHOフェーズ4宣言前でも検査強化等の水際対策を開始。(関係省庁)※

・発生国からの入国者に対し、質問票を配布・診察を実施(厚生労働省)

・有症者の隔離、感染したおそれのある者の停留・健康監視の実施。(厚生労働省)

・検査実施のための海空港を集約化(厚生労働省、国土交通省)

(注1) 検査のための集約先空港に羽田を追加(現行では、成田、関西、中部、福岡) ※

(注2) 検査の強化については、病原性・感染力、海外の状況等を勘案することとし、状況の変化等により、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小する旨を追加 ※

### ●定期便の運航自粛を要請。(国土交通省、厚生労働省、外務省)

●(定期便の運航自粛に伴い、)在外邦人帰国のための代替的な帰国手段の方針を決定。(外務省、厚生労働省、国土交通省、防衛省、海上保安庁)

### ●都道府県等に対し、国内発生に備えた医療体制の準備を要請。(厚生労働省)

・「帰国者・接触者外来」を設置し、帰国者・接触者外来以外の医療機関への受診に備え、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備。※

(注) 現行「発熱外来」を「帰国者・接触者外来」に名称変更し、海外発生期での設置に前倒し(現行では、国内発生早期に設置)。※

・医療機関に対し新型インフルエンザの患者等と判断された場合には直ちに保健所に連絡するよう要請。※

・「帰国者・接触者相談センター」を設置

### ●原液保存中のプレパンデミックワクチンを製剤化し接種開始(医療従事者、社会機能維持者を対象)。(厚生労働省)

(注1) 発生時に速やかに接種開始できるよう、プレパンデミックワクチンの一部を事前に製剤化して備蓄。※

(注2) 接種の法的位置づけや接種順位を決定する等、接種体制を整備する。(厚生労働省、関係省庁)※

### ●患者の入院措置(感染症指定医療機関への入院)を実施。(厚生労働省)

●患者がいる地域等での集会主催者、興行施設等の運営者に対して、活動自粛を要請。(厚生労働省)

●学校・保育施設等の設置者に対し、臨時休業等を要請。(厚生労働省、文部科学省)

●患者・入院患者の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化。(厚生労働省等)※

### ●地域の発生状況により「地域未発生期」、「地域発生早期」、「地域感染期」の3段階に都道府県ごとに分け、段階ごとに対応※

### ●一般の入院医療機関での診療・治療への切り換え。病床不足の場合は、治療のため公共施設の利用を検討。(厚生労働省)

(注1) 医療従事者が都道府県等の要請で対応した場合の被災補償等を検討。※

(注2) 在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診療で診断ができた場合、ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋の発行を検討。※

●都道府県等の要請に応じ、国備蓄の抗インフルエンザ薬(タミフル等)を配分。(厚生労働省)

●電気、ガス、水道等の事業者による事業継続を要請。(関係省庁)

(注) 事業継続のための法令の弾力運用の周知。※

●製造・販売事業者・運送事業者等への医薬品・食料品等の緊急物資の円滑な流通や運送を要請。(関係省庁) ※

●生活関連物資等の安定化のため、買占め等への監視、国民相談窓口の設置。(消費者庁、関係省庁) ※

●全国の事業者に対し、事業継続に不可欠な重要業務への重点化を要請。(関係省庁)

●中小企業等の経営安定化に資する政府関係金融機関等への要請。(経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省) ※

●社会的弱者(障害者、高齢者等)への支援。(厚生労働省)

●都道府県経由で火葬炉の稼働、一時的な遺体安置施設等の確保を要請。(厚生労働省)

### ●全国民に対するパンデミックワクチンの確保、接種開始。(厚生労働省)

ワクチン製造用のウイルス株決定後6か月以内に全国民分のパンデミックワクチン製造を目指し、細胞培養法等の生産ラインの整備を推進。

(注1) パンデミックワクチンについては、国産ワクチンの確保を原則とするが、必要に応じ輸入ワクチンも確保。※

(注2) 病原性が高い等の場合は、公費で集団接種することを基本として、対策本部で接種順位等を決定し、関係者の協力の下、接種を開始。※

# 国土交通省 新型インフルエンザ対策行動計画改定の概要

## 行動計画の目的

政府の行動計画に基づき、今後、国土交通省が行うべき対応等の概要をあらかじめ定めておくことにより、新型インフルエンザが発生した場合の迅速かつ適切な対応の実施に資する

## 行動計画の改定の必要性

平成23年9月に政府行動計画が改定され、対策の基本方針及び当省が担当する対策について、具体化や追加・変更がなされたこと等から、これに合わせて改定するもの

## 改定のポイント

- 病原性が高い新型インフルエンザの発生・流行に備え、医療、社会機能維持等の対策を強化  
運送事業者につき、医薬品等緊急物資の運送要請について明記  
社会機能維持者として明記し、ワクチン先行接種等の支援対象として明確化
- 平成21年発生事象の経験等を踏まえ、病原性の程度等に応じ、実施すべき対策を決定  
都道府県毎に、発生状況を「地域未発生期」「地域発生早期」「地域感染期」の3段階に分け、対応
- 水際対策上の検疫の集約先空港に羽田空港を追加
- 鳥インフルエンザ対策を追加し、最新の対応方針を盛り込んで、インフルエンザ対策を体系化

## 主な対策の概要

※1 朱色の字の事項は、政府の行動計画の改定に合わせて等により改定又は新規追加した事項  
※2 社会機能の維持に関わる事業者は、インフルエンザ発生前の事業継続計画策定及び発生後の事業継続計画実行が求められることとなる。

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (地域未発生期・地域発生早期)	国内感染期 (地域未発生期・地域発生早期・地域感染期)	小康期
各段階の目的 (政府行動計画)	① 発生に備えた体制整備 ② 国際的な連携の下に発生 の早期確認に努める	① ウイルスの国内侵入をできるだけ 遅らせる ② 国内発生に備えた体制整備	①国内での感染拡大をできる限り 抑える ②患者への適切な医療の提供 ③感染拡大に備えた体制整備	①医療提供体制の維持 ② 健康被害を最小限に抑える ③ 医療機能、社会・経済機能へ の影響を最小限に抑える	社会・経済機能の回復 を図り、流行の第二波 に備える
省内体制	・国土交通省新型インフルエンザ対策推進本部の設置・開催 ・国土交通省新型インフルエンザ対策本部幹事会等の設置・開催 ・業務継続計画(BCP)の見直し	・国土交通省新型インフルエンザ対策本部の設置・開催	・国土交通省新型インフルエンザ対策本部の開催	同左	・これまでの対策の評価の実施 ・必要に応じて行動計画等の見直しを実施
水際対策	・政府の行動計画等の周知 ・対策の所要の検討 ・関係者間の連携についてマニュアル化等 ・マスク等資器材の整備	・フェーズ4宣言前の対策の開始 ・関係事業者等への対策の徹底 ・厚労省による水際対策関係者へのワクチン接種等感染防止策の実施 ・検疫の集約化への対応(5空港、4港) ・在外邦人の帰国支援(増便依頼等) ・国際航空機等の運行自粛への対応(運航自粛要請する場合の例示) ※国内の状況等に応じて、順次、検疫は縮小。	(海外発生期の対策に加え) ・国内から海外へ出国する者への対応(チェックイン拒否要請) ※国内の状況等に応じて、順次、検疫は縮小。	同左 ※国内の状況等に応じて、順次、検疫は縮小。	
国内感染拡大防止対策	・政府の行動計画等の周知 ・公共交通機関の運行方針の検討  (不要不急の外出を控えることを前提として、輸送力確保及び乗客間の感染防止に努力)	・公共交通関係事業者等に対する体制整備の要請	・公共交通機関の利用者に対するマスクの着用等の広報の要請 ・未発生期の公共交通機関の運行方針に従った運行要請等 ・不特定多数の人が集まる大規模集会等の中止・延期(上記措置は地域発生早期に限定) ・地域封じ込めへの対応(強病原性に限定)	同左(地域封じ込めへの対応を除く) ※段階的に縮小される。	・不特定多数の人が集まる大規模集会等の自粛の解除を行う時期の検討、周知
社会・経済機能の維持	・所管事業者に対する事業継続計画(BCP)策定支援 ・事業継続のための法令の弾力運用の検討 ・運送事業者に対する緊急物資運送のための体制整備の要請及び支援	・社会機能維持に関わる事業者に対する事業継続の準備の要請 ・所管事業者に対し、職場での感染予防策や重要業務の重点化の準備を要請 ・事業継続のための法令の弾力運用の周知その他必要な対応策の検討	・社会機能維持に関わる事業者に対する事業継続の要請 ・所管事業者に対し、職場での感染予防策や重要業務への重点化に向けた取組を開始するよう要請 ・事業継続のための法令の弾力運用の周知その他必要な対応策の検討	(国内発生早期の対策に加え) ・運送事業者に対する緊急物資の運送の要請 ・被害状況等の確認及び必要な対応策の検討	・所管事業者の縮小した事業が再開可能である旨の周知 ・社会機能の維持に関わる事業者に対する第二波に備えた事業継続の支援

## 別添 国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策

- 1国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合  
・関係省庁対策会議への参加
- 2家禽に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合  
・動物検疫所長への協力  
2-2国内で発生した場合  
・地方整備局・運輸局における対策本部設置  
・関係自治体からの要請を踏まえた支援  
・関係自治体を実施する措置への協力  
・上記以外の対応が必要となった場合、国土交通省鳥インフルエンザ対策本部の開催
- 3国内の野鳥に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合  
・情報提供の実施